

## 上三川町の健康の「見える化」⑧

今月の健康の「見える化」は、先月号の記事に引き続き、「歩き」に関する町の新たな取り組みを紹介したいと思います。

現在、国のスポーツ庁では、官民連携の取組として「FUN+WALK（ファン・プラスウォーク）プロジェクト」が展開されています。「歩くことをもっと楽しく、楽しいことをもっと健康的なものにする」というスローガンのもと、「歩く」ことで「脂肪が付きにくくなるし、ごはんもおいしく食べられるよ」とか、「仕事の能率が上がるよ」「血行も良くなり、むくみがとれ、美容にいいよ」など「歩き」がもたらす様々な効果をPRし、歩くことを推奨しています。そのプロジェクトを促進するための一つのツールとして「FUN+WALK」というウオーキングアプリが生まれました。

このアプリをダウンロードし、好きなキャラクターを選んで歩くことで、スマートフォンが万歩計の役割を果たし、歩いた歩数に応じてキャラクターが変化していくという仕組みになっています。上三川町のマスケットキャラクター「かみたん」も1月6日から登場いたします。

また、歩いて一定のポイントが貯めると色々な特典を受けられたり、町の特産品が抽選であたるという楽しい機能も盛り込んでおります。みなさんもぜひFUN+WALKをダウンロードしてみてください。んの変化を楽しんでみてください。

▼問い合わせ先  
健康福祉課 成人健康係 ☎56 9 1 3 3



<https://funpluswalk.go.jp/download.html>



iosの方は  
こちらから



Androidの方は  
こちらから

## かみたんプレミアム商品券(25%プレミアム付) 購入引換券の交付申請期限について

非課税者の方が「かみたんプレミアム商品券」を購入するために必要な、購入引換券の交付申請期限を1月31日(金)まで延長しました。

購入希望の方は、期限までに申請をお願いします。※当日消印有効

なお、購入引換券交付申請書は健康福祉課窓口でも配布しております。

また、子育て世帯分については、購入引換券を郵送済みです。

- ▶販売期間=令和2年2月28日(金)まで
- ▶有効期間=令和2年3月31日(火)まで
- ▶販売場所=町内郵便局窓口  
(上三川・上蒲生・本郷)

※購入には購入引換券が必要です。  
※注意事項=[かみのかわサービス・ポイントカード会]で実施している「上三川・プレミアム商品券」とは異なります。



詳しくは、町ホームページをご覧ください。

▶問い合わせ先=健康福祉課 福祉人権係 ☎56 9 1 2 8

### プレミアム付商品券を購入できるのは？

#### ①非課税者分

2019年度分の住民税(均等割)が課税されていない方

ただし、下記に該当する方は除きます。

- ・住民税が課税されている方に扶養されている方(生計を一にする配偶者、扶養親族等)
- ・生活保護の受給者等

おひとりにつき、  
最大2万5千円分の商品券を  
2万円で購入できます。

#### ②子育て世帯分

2016年4月2日から  
2019年9月30日までに  
生まれたお子さまがいる世帯の  
世帯主



お子さまおひとりにつき、  
最大2万5千円分の商品券を  
2万円で購入できます。

①②両方の要件に該当する方は両方の立場で商品券を購入いただけます。

## 住宅借入金等特別控除について

令和元(平成31)年中に住宅を新築・購入・増改築をして、金融機関や勤務先から借り入れた住宅ローンの返済期間が10年以上である等、一定の要件にあてはまれば「住宅借入金等特別控除」を受けることができ、所得税が軽減されます。この特別控除を受けるには、新築し、居住を開始した翌年に所得税の確定申告をする必要があります。

### ●確定申告の場所・期間

○マロニエプラザ申告相談会場

▶期間=2月17日(月)~3月16日(月)の平日、及び2月24日(祝)・3月1日(日)

▶時間=午前9時~午後4時

○上三川町役場(3階申告会場)

▶期間=2月17日(月)~3月16日(月)の平日、及び2月24日(祝)・3月1日(日)

▶申告相談時間=午前8時30分~正午、午後1時~午後5時(日曜日、祝日は午後4時)

▶受付時間=午前7時40分~午前11時、午後1時~午後4時(日曜日、祝日は午後3時)

### ●申告に必要な書類等

①令和元(平成31)年分の給与の源泉徴収票(原本)

②住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書(2か所以上から借入れがある場合はすべての証明書)

③工事請負契約書又は売買契約書の写し(契約年月日・契約金額・契約者名・物件記載のページと収入印紙が添付してあるページが必要です)

④法務局交付の最新の家屋の「登記事項証明書」(令和2年1月1日以降に取得したもの)

※権利証(登記済証)は登記事項証明書ではありません。

⑤印かん

⑥申告者名義の預金通帳口座番号

⑦マイナンバーの確認できる書類及び身元確認書類(詳細は2月号掲載予定)

### 住宅敷地等の取得にかかる借入金がある場合

⑧法務局交付の土地の「登記事項証明書」・土地の売買契約書の写し

### 増改築などの場合

⑨建築確認済証の写し、検査済証の写し、又は建築士等から交付を受けた増改築等工事証明書

※①~⑦は皆さん必要です。⑧、⑨は該当する場合に必要です。

その他の確定申告に必要な書類等については、広報2月号に掲載します。

▶問い合わせ先=税務課 住民税係

☎569122

## 医療費控除の確定申告について

◇平成29年分の確定申告から、領収書の提出が不要となりました

医療費控除を受ける際は、「医療費控除の明細書」の添付が必要です。

用紙は税務課窓口にご置きますので、事前に記載の上、確定申告の際にご持参ください。

また、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」(www.keisan.nta.go.jp)で明細書の作成をすることもできます。領収書及びこれまでご利用いただいていた封筒の提出は不要です。

※医療費の領収書は自宅で5年間保管する必要があります。

※医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます(健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」等)。

◇医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)について

医療費控除の特例として、新たに創設されました。申告者が、健康の保持増進及び疾病の予防への取組として、一定の取組(人間ドックやインフルエンザの予防接種等)を行っており、1月1日から12月31日までの間に、申告者及び生計を一にする配偶者その他親族のために支払った特定一般医薬品等購入費があるときは、12,000円を超える額(最高88,000円)を所得控除できる制度です。

従来の医療費控除との選択適用となりますので、この特例の適用を受ける場合、従来の医療費控除は、適用できません。詳細は国税庁及び厚生労働省ホームページをご確認ください。

▼問い合わせ先=税務課 住民税係

☎569122